

本日、ここに、鹿島市議会平成26年9月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【はじめに】

まず、自然災害についてでございます。先月の台風11号、12号による大雨等の影響で九州南部を始め、四国や近畿地方では、河川の氾濫や家屋の浸水、がけ崩れなどにより尊い生命や財産が失われました。また、8月20日未明に相次いで発生した広島市北部の土砂災害では、多くの犠牲者が出ており、100箇所を超えるがけ崩れ、道路や橋の損壊、床下・床上浸水家屋も100世帯以上になるなど、今も復旧作業が続いております。

ここに、犠牲になられた方々には、深い哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

改めて自然災害防止への取り組みの重要性や防災意識向上の必要性を痛感しているところでございます。

鹿島市においては、7月3日の大雨の際、鹿島川の水位が氾濫危険水位を超えたため鹿島市では初めてとなる避難準備情報を発令し、市民の皆様の安全を第一に考え、対応をとったところでございます。

また、台風8号が九州へ接近した際も、災害の防止に軸足を置いて災害対策連絡室を設置するとともに、早めの避難を呼びかける広報活動などを行いました。

深夜には、区長、消防団、関係の業界に加えて、市の職員170名を動員し、災害対策本部を設置し、万一の事態に備えましたが、幸い、目立っ

た被害はありませんでした。

しかしながら、今後も早めの対策を講じるとともに、日頃から災害に対する備えを確認するなど、一層の努力を行う必要があると思っております。

さて、今年市制が施行されてから60周年の節目の年を迎えております。「更なる鹿島市の発展」という目標のもと、決意を新たに、春以降、数々の事業を市内で行っております。10月にはその記念式典をはじめ様々なイベントを開催することとして、現在、準備を進めているところでございます。

その中で、市民の皆様によく親しまれている「鹿島おどり」も、今年市制施行60周年記念事業の一環として開催をされました。台風の接近により開催自体が心配されておりましたが、市内外から多くの参加団体があり、活気溢れる2日間となりました。改めて、地域をなんとか盛り上げていこうという市民の皆様の力強い姿勢に感動をするとともに、長い間、絶やすことなく努力を重ねてこられた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。人生であれば還暦を迎えるこの節目の年に、この素晴らしい「地域力」とそこにいる「人と人とのつながり」を再確認し、これからの鹿島市がさらに前進していくよう期待をしているところでございます。

ところで、昨今の社会情勢を見ますと、総務省が昨年実施しました住宅・土地統計調査の速報値によれば、昨年10月1日時点での空き家数が全国で820万戸となり、住宅総数に占める割合は13.5%となりました。これは、5年前の前回調査に比べ、空き家数では63万戸増え、空き家率では0.4ポイント増加して、空き家数、率ともに過去最高と新聞等で報じられました。

その背景にあるのは、住宅供給過剰という状況のもとで、条件が悪い空

き家の売却、賃貸が困難になっていることが挙げられ、今後は人口減少が進むにつれてさらに空き家が増える可能性があり、国や地方自治体の対策が喫緊の課題となっております。

空き家対策にあたっては、地域事情を十分考慮し、きめ細かな対応をする必要があります。鹿島市においても、活用可能な空き家については、空き家バンク制度を設け、市内の不動産業の方々とともに市外からの定住促進に取り組んでいます。

若い世代の方が住みやすく、また子育てがしやすい環境を作り出し、定住を促進することが重要であります。

そのような意味で、間もなくオープンを予定しております「市民交流プラザ」は、子どもからお年寄りまでが一緒に集い、住みやすいまち、「鹿島市」への第一歩となり、交流人口の増大や定住促進へと繋がっていくものと思っております。中心市街地が活性化をすれば、水辺で広がっていく波のように活性化の波は市全体にも広がっていくものと確信をしております。

市民交流プラザにつきましては、ご承知のように、その愛称も決まり親しみやすく、集いやすい場所になるよう大いに期待しているところでございます。

【鹿島市民交流プラザについて】

7月1日から31日にかけて実施をしました、条例案に対する意見公募いわゆるパブリックコメントと愛称募集について申し上げます。

パブリックコメントについては、「鹿島市民交流プラザ条例案」及び「鹿島市子育て支援センター条例案」に対するご意見や、施設運営に対す

る要望などをいただきました。今後の運営などの参考にさせていただきたいと思っています。

また、愛称募集については、28都道府県から544人の方に応募いただきました。

厳正なる審査の結果、鹿島市民交流プラザの愛称は『かたらい』に決定をいたしました。子どもから高齢者まで幅広い年代の方が憩い、語らい、交流する施設として、また方言で参加を呼びかける意味も持つことから、親しみやすく、覚えやすく、設置目的にあった愛称になったものと考えております。

『かたらい』が多くの皆様に親しまれ、満足していただける施設となるために、色々なご意見を聞きながらハード・ソフト両面の充実を図ってきたいと考えております。

なお、建築主体、電気設備、機械設備の各工事は、今月末に完了する見込みであり、その後備品搬入、引越し、職員研修を経て、10月下旬から11月上旬のオープンを予定しているところでございます。

【中川エリア整備計画の進捗状況について】

次に、中川エリア整備計画の進捗状況について申し上げます。

この整備計画については、昨年度、設置しました「鹿島市民会館建設研究会」から、鹿島市民会館を主体とした中川エリア全体の整備についての研究結果を報告書としてご提出いただいたことから具体的な検討が始まったところでございます。

今年度に入り、研究会委員代表者や建築専門者などで組織する「鹿島市民会館建設検討委員会」を新たに設置し、5月から月1回のペースで、中

川エリア整備計画の全般にわたりご協議いただいております。

検討委員会では、中川エリアのグランドデザイン（全体構想）による各種公共施設の配置計画及び市民会館建設へ向けた具体的な内容をご協議いただいております。

「新世紀センター（仮称）」については、防災・防疫などの非常時における危機管理体制を強化するため、県と市の協力連携により一体的な対応ができる施設となるよう準備を進めておりまして、今後の計画としては、現在の福社会館跡地に「新世紀センター（仮称）」を新築するための実施設計を本年度中に行い、平成27年度には建設工事、そして平成28年4月の供用開始を目指しているところです。

「鹿島市民会館」については、検討委員会の中で、全体計画、スケジュール、財源などをご協議いただいております。

本年度に佐賀大学へ委託しております鹿島市民会館建設に向けた基本構想・計画に関する研究の成果も検討委員会の協議項目に組み込みながら、新しい鹿島市民会館へと進んでいくための方向性について、更なる議論を深めていきたいと考えておりますので、市民の皆様並びに議会の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

【全国シギ・チドリ類ネットワーク交流会について】

次に、全国シギ・チドリ類ネットワーク交流会の開催について申し上げます。

このネットワークはシギ・チドリ類とその生息地である湿地（干潟）の保全を目的として発足し、これまでにオーストラリア・ロシア・日本などの各国の100箇所以上が参加しており、国内では11湿地が登録されて

います。

このネットワークの交流会が、ネットワーク間の情報共有、現在の渡り性水鳥のおかれている国内外の状況に関する理解を促進するために、環境省の主催により9月30日と10月1日に鹿島市において開催されます。

当日は、環境省、国内のネットワーク参加自治体の方など約30名が参加され、シギ・チドリ類に関する現況報告やグループ討議による情報交換などが行われます。

鹿島市においては、2002年3月に鹿島川と塩田川の2つの河口の間に広がる新籠沖の干潟66.8haが、このネットワークに登録されており、現在、この区域について「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」いわゆる「ラムサール条約」への登録に向けて取り組んでいるところでございます。

鹿島市としては、この機会に鹿島に飛来するシギ・チドリなどの生息地保全に対して更に理解を深めて、今後ラムサール条約湿地登録への取り組みを含め、有明海・干潟に関係する自然環境保全・再生に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

【佐賀県の現地機関の再編について】

次に、佐賀県の現地機関再編について申し上げます。

今回の佐賀県の現地機関の再編に伴い、9月1日から「鹿島総合庁舎」の業務が変わりました。

「鹿島農林事務所」は「武雄農林事務所」と統合し「杵藤農林事務所」として鹿島市に配置され、「藤津農業改良普及センター」は、これまでどおり、鹿島市の「杵藤農林事務所」に設置されております。「鹿島土木事

務所」は「武雄土木事務所」と統合し「杵藤土木事務所」として武雄市に配置されました。

これまでこの再編計画に関しましては、区長会や議会の皆様のご意見を踏まえまして、土木事務所へのご相談などについて、市民の皆様にご不便をおかけしないこと、また、防災機能が低下しないことなどを佐賀県へ要望しておりました。

その結果、杵藤農林事務所について、土木事務所の業務に関する相談窓口の設置がなされ、また、杵藤土木事務所には、鹿島地区の事業を円滑に推進するため、管理、用地、工務の各業務について、専任の「鹿島地区担当課」が設置されております。

さらに、杵藤農林事務所に「水防連絡室」を設置するなど、防災機能に支障がないように配慮していただいております。

県の機関の鹿島市内での存続につきましては、当初から区長会をはじめ多くの市民の皆様の署名活動などの後押しをいただき、概ね市民の皆様のご心配を払拭できる結果になったものと認識いたしております。

【高校再編について】

次に、高校再編について申し上げます。

昨年11月14日、佐賀県教育委員会は、新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画のたたき台を発表しました。

その中では、平成30年以降到来する中学校卒業生が激減する時期においても、生徒一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、それぞれが希望する進路へ進めるような高校再編整備が必要とされています。

その計画で、私たちのマチに関係する主なものは、鹿島高等学校と鹿島

実業高等学校を統合し、現在の募集定員「併せて8クラス、320人」を「7クラス、280人」にするとされています。

また、塩田工業高等学校と嬉野高等学校を統合し、「7クラス、280人を5クラス200人」に、佐賀農業高等学校と杵島商業高等学校、白石高等学校を2段階で統合し、「10クラス、400人」を最終的に「7クラス、280人」にするとされています。

この発表を受けて、鹿島市では、鹿島高等学校と鹿島実業高等学校の同窓会、商工会議所、区長会、市PTA連合会などの各団体と市及び市教育委員会からなる「高校再編対策会議」を設け、対応を協議いたしました。

会議の中では、鹿島高等学校と鹿島実業高等学校は昭和24年から30年まで統合していた歴史をもっているが、そのときのように普通科と専門科が統合して、果たしてうまくいくのか。現在、両校はそれぞれの特性を生かして非常に頑張っているが、合併すると特性がなくなるのではないかなどの意見が出されております。

これらの意見をもとに、8月12日には、高校再編対策会議の構成団体と鹿島市議会の連名で、「鹿島高等学校と鹿島実業高等学校が、ともに単独の高校として存続するよう」要望書を提出しました。

佐賀県教育委員会から発表された高校再編整備実施計画には、再編方針の中心として地域が置かれておりますが、鹿島市としては、子どもを中心に考え、今後も、生徒数が減少する中で、子どもたちにとって真に教育を受けやすい高校配置・再編がなされるようお願いしていく所存でございます。

【子ども・子育て支援新制度について】

次に、子ども・子育て支援新制度について申し上げます。

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まる予定であります。

この制度は、「子育て」が社会保障の重要な柱と位置づけられ、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して、学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るためのものです。

鹿島市においても、子ども・子育て支援法の定めるところにより、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことなどの責務を有することになります。

そこで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、鹿島市の実状に応じた「子ども・子育て支援事業計画」を、現在策定中であり、この法律に基づく業務の円滑な実施のため準備を進めているところでございます。

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成において極めて重要でありますので、家庭の経済状況や成育環境に左右されることなく、すべての子どもにとって最善の利益となるよう、幼児教育・保育の質・量の更なる充実を目指していきたいと考えているところです。

【第六次鹿島市総合計画の策定について】

次に、「第六次鹿島市総合計画」の策定について申し上げます。

基本構想と基本計画からなる総合計画は、鹿島市の将来像やそれを実現

するためのまちづくりの基本的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を行うためのまちづくりの指針でございます。

「第五次鹿島市総合計画」におきましては、刻々と変化する社会経済情勢へ対応するため、「計画期間の短縮など即応性の高い計画」、「市民にも職員にも使いやすく分かりやすい計画」、「目標を設定し検証することによる実効性の高い計画」となるようにこれまでの策定方針を大きく転換し、策定したものです。

第六次鹿島市総合計画におきましても、第五次総合計画策定と同じような考え方で進めていこうと考えております。

その中には、シビックセンター再整備構想の事業で、新たに総合計画に計上するものや第五次総合計画から引き継がれる事業も入ってくると思います。

また、市民の皆様のご意見や考えなどを広く反映させていくため、アンケート調査などを9月から12月までの期間で実施していく予定でございます。

これ以降の策定スケジュールなどの詳細につきましては、今後の議会の折に詳しく申し上げます。

以上、9月定例会の開会にあたり、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。今後とも市民の皆様並びに議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたし

ます。議案は、報告1件、決算認定1件、条例制定5件、条例改正4件、補正予算3件の合計14件でございます。

はじめに、報告第7号 平成25年度鹿島市土地開発公社決算について申し上げます。

決算の概要といたしましては、平成25年度は公有地の取得及び売却の事業は実施しておりません。

その結果、損益につきましては、事業外収益の67,561円から、一般管理費の50,130円を差し引き、17,431円の純利益となっております。この純利益は、平成26年度へ繰り越し、準備金として整理いたしております。

次に、議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書を付して、議会の認定を求めるところでございます。平成25年度における業務の概要につきましては、給水戸数9,437戸、給水人口2万6,802人に対しまして、年間配水量303万3,138立方メートルを供給いたしました。

一方、水利用の効率を示す有収率につきましては、79.9%で、前年度より0.1ポイント上昇いたしました。今後とも有収率の向上について努力を続けてまいる所存でございます。

次に、平成25年度の財務の概要でございますが、収益的収支につきましては、収入5億1,320万2千円に対し、支出4億5,864万1千円となり、当年度純利益は、5,456万1千円となりました。

この当年度純利益につきましては、財政基盤確立のため、鹿島市水道事

業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、全額を減債積立金に積み立てることとしております。

なお、平成25年度の主な支出といたしましては、配水管の新設工事や道路改良工事・下水道工事に伴う配水管の布設替工事などに4,776万1千円、電気計装設備及びポンプ取替工事に1,814万8千円、企業債償還元金として2億6,066万4千円でございます。

以上、平成25年度鹿島市水道事業決算について申し上げましたが、水道事業の公益性・重要性を十分に認識し、今後とも、安全でおいしい水の安定供給のため、計画的な水道施設の整備を図るとともに、健全な企業経営に努力してまいりたいと考えております。

続きまして、条例制定に関する議案について申し上げます。

まず、**議案第34号** 鹿島市民交流プラザ条例の制定について申し上げます。先ほど最近の情勢と今後の主要な施策としても申し上げましたが、オープンが近付いてきました鹿島市民交流プラザについて、その管理運営などに関する必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございます。

次に、**議案第35号** 鹿島市子育て支援センター条例の制定について申し上げます。これは、現在の子育て支援センターの機能を拡充し、市民交流プラザ内にセンターを移設することに伴い、その管理運営などについて必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第36号** 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、**議案第37号** 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定、**議案第38号** 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の制定の3件について申し上げます。これらは、いわゆる子ども・子育て関連3法の制定に伴い、子ども・子育て支援新制度における各事業の設備及び運営等の基準を定めるものでございます。それぞれの規定については、内閣府令及び厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して定めているところでございます。

続きまして、条例改正に関する議案について申し上げます。

議案第39号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例は、「地方税法等」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。主なものとしましては、国において地方法人税が創設されたことによる法人市民税の税率の引き下げ、軽自動車税の標準税率が引き上げとなったことに伴う軽自動車税の税率の改正、公害防止施設・設備等に係る固定資産税に特例措置を導入し、また軽減率を条例で定める、いわゆるわがまち特例の拡充などでございます。

次に、**議案第40号** 鹿島市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例について申し上げます。これは、「母子及び寡婦福祉法」の一部改正により、法律の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められることなどに伴い、条文を整備するものでございます。

次に、**議案第41号** 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の一部を改正する条例、**議案第42号** 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、これらにつきましても、先ほどと同じく条例中に引用している法律の題名の改正に伴う条文整備を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する議案について申し上げます。

まず、**議案第43号** 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第2

号) について申し上げます。

今回の補正は、災害復旧に関する事業をはじめ、事業確定に伴う経費の増減などについて計上いたしており、予算の総額に3億6,464万2千円を追加し、補正後の総額を143億1,937万円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金などを計上するとともに、平成25年度決算剰余金としての繰越金などを計上いたしております。

歳出のうち主な事業として、衛生費では水痘予防接種事業や高齢者の肺炎球菌予防接種事業を、農林水産業費では燃油高騰に伴う省エネ資材等の導入費用を補助する施設園芸用燃油高騰緊急対策事業を、新規に計上いたしております。また、民生費では、近々オープンを予定しております市民交流プラザの運営のために市民交流プラザ運営事業や地域子育て支援センター事業を、農林水産業費では、産業活性化施設「海道^{みち}するべ」の駐車場整備費用として活性化施設整備事業を、消防費では福社会館等の解体工事に要する経費として新世紀センター（仮称）建設事業を増額計上いたしております。

さらに、6月及び7月の豪雨により農道などの被害が発生しておりますので、その災害復旧事業費も計上いたしております。

なお、今回、平成25年度決算剰余金の確定に伴い、地方財政法第7条の規定により決算剰余金のうち2分の1相当額を財政調整基金への積立金として計上いたしております。

次に、議案第44号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、主に、平成25年度に交付をされた療養給付費等負担金の精算に伴い返還金を増額し、平成26年度の前期高齢者交付金などの決定に伴い交付額などを増減いたすものでございます。

最後に、議案第45号平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金と後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたすものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。